

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1)資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

(3)引当金の計上基準

- ・賞与引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、省略する。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、拠点が一つのため、省略する。

- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため、作成していない。

- (5) 神川保育園拠点(社会福祉事業)

神川保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(6) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))

ア 本部

イ 神川保育園

(7) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地 | 11,122,000 | 0 | 0 | 11,122,000 |
| 建物 | 228,965,495 | 0 | 6,126,787 | 222,838,708 |
| 合 計 | 240,087,495 | 0 | 6,126,787 | 233,960,708 |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|---------------|
| 土地(基本財産) | 11,122,000 円 |
| 建物(基本財産) | 223,838,708 円 |
| 計 | 233,960,708 円 |

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

| | |
|------------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定金額を含む) | 84,412,000 円 |
|------------------------|--------------|

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 278,490,356 | 55,651,648 | 222,838,708 |
| 建物 | 87,549,153 | 54,961,022 | 32,588,131 |
| 構築物 | 14,663,509 | 11,621,410 | 3,042,099 |
| 器具及び備品 | 33,613,847 | 26,763,368 | 6,850,479 |
| 合 計 | 414,316,865 | 148,997,448 | 265,319,417 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

該当なし